

## 浜松市入札時 V E 提案判定会設置要領

(目的)

第1条 入札時に施工方法等に係る技術提案を受け付ける方式(入札時 V E)の施行にあたり、技術提案の範囲及び技術提案書を審査する事を目的として、入札時 V E 提案判定会(以下「判定会」という)を設置する。

(判定会の所掌事務)

第2条 判定会は、次に掲げる事項に関する技術的内容を審査する。

(1) V E 提案範囲の審査及び採否の決定

(2) V E 提案書の審査及び採否の決定

(判定会の会員)

第3条 判定会の会員は別記のとおりとする。

2 判定会の会長は都市整備部長とし、副会長は土木部長とする。

3 会長は、専門的な知識を必要とする場合は、部外の専門家の意見を求めることができる。

(判定会の開催)

第4条 判定会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 判定会は、会員の過半数の出席で成立するものとする。

3 会長が欠席するときは、副会長がその職務を代理する。職務代理者は判定会の審査結果を会長に報告し、その了承を得なければならない。

(審議結果の処理)

第5条 調達課長は、判定会の審議結果に基づき、速やかに必要な措置を行うものとする。

(事務局)

第6条 判定会の事務局は、調達課に置く。

2 工事担当課長は、判定会の審査に必要な技術資料を作成するものとする。

(要領に定めのない事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、判定会の運営に必要な事項は会長が定める。

別記 (第3条1項関係)

土木部長 都市整備部長 上下水道部参与 浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会(本庁)幹事 審議する提案に係る工事担当課長

附則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。